

天理市告示第 1 2 5 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 19 条第 1 項の規定により、大和都市計画地区計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 9 日

天理市長 並河 健

1 都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更する土地の区域

種類及び名称	都市計画を変更する土地の区域
大和都市計画地区計画 櫛本南地区地区計画	天理市櫛本町及び石上町の各一部

2 縦覧場所

天理市建設部都市整備課